

別紙

下請負の制限についての特約条項

請負者（以下「乙」という。）は、建設工事請負契約約款（契約書を含む。以下同じ。）に定めるほか、発注者（以下「甲」という。）が定めるこの下請負の制限についての特約条項に従う。

（下請負の制限）

第1条 乙は、工事の全部又は一部を次のいずれかに掲げる者に直接委任又は請け負わせてはならない。

- （1） 建設業者等指名除外要綱（平成16年8月1日制定）により指名除外された者で、その指名除外の期間が経過しない者
- （2） 市発注工事における下請負の制限基準（平成16年8月1日制定）により下請制限された者で、その下請制限の期間が経過しない者
- （3） 建設業法（昭和24年法律第100号。以下「法」という。）第28条第1項、第2項若しくは第4項の規定に基づく指示又は同条第3項若しくは第5項の規定に基づく営業停止の処分を受けたこと、若しくは同法第29条の規定に基づく許可の取消しの処分を受けたこと、若しくは安芸高田市建設工事入札参加資格の取消処分を受けたことにより下請負から除外された者で、その除外期間が経過していない者

2 乙は、前項各号に掲げる者以外の者に委託し、又は請け負わせた工事の全部又は一部を、前項各号に掲げる者に再委任又は再下請負させてはならない。

（下請負の確認）

第2条 乙は建設工事請負契約約款第7条により通知等を行った後、甲に受任者又は下請負人に前条各号のいずれかに該当する者がいないことの確認を受けなければならない。